

初学者への法学教育

—— 1年生前期に行う演習（基礎演習）——

西 津 佐 和 子

- 一 は じ め に
 - 二 1年生前期に行う演習
 - 1 方針の決定
 - 2 題材の選定
 - 3 演習内容
 - 三 む す び
- 添付資料 教材の具体例

一 は じ め に

神戸学院大学法学部には、「基礎演習」という名称の1年生前期を対象とした演習がある。筆者は主として民法を専門領域とする教員であるが、とくに初学者に対する法学教育に関心をもって教育活動を行ってきた。本稿は、この科目を実施しながら選定した演習内容などを資料としてまとめるものである。

はじめに、本学法学部における初学者教育の概略と基礎演習の位置づけを示しておきたい。まず、初学者に対する講義のうち民法分野のものとして、本学法学部には、「民法総則」と「民法と社会」という2つの通年科目が設置されている。前者は、従来から大学で一般に行われてきたような、パンデクテンの体系で分割された科目群のうち、順序に従っ

て1年生が受講するよう位置づけられたものである。これに対して後者は、「憲法と社会」「刑法と社会」「商法と社会」などの初学者向けに設置された導入的な科目群の1つであり、前者とは性質を異にする。専用のテキストが本学教員によって2度作成されており、これがいちおうの目安であるが、実際には、設定する講義目標や内容、方法などは、すべて教員の自由な発想に任されている。⁽¹⁾⁽²⁾

演習については、各教員がテーマを設定して学生を募集するいわゆるゼミが当初3年生と4年生を対象として行われていたため、その導入科目として、2年生を対象とした「基礎演習」が1995年度から設置された。この基礎演習は、履修資格を得るための共通の試験（「民法総則」と「民法と社会」を前提に出題）を通過した学生を対象としたものであり、⁽³⁾本学の教員が作成した共通の専用テキストを用いて、1つのクラスにつ

-
- (1) 大島俊之・浅木慎一・増成牧・大久保邦彦・浦野由紀子著『ショートカット民法』（法律文化社、1999年）、大島俊之・浅木慎一・増成牧・大久保邦彦・浦野由紀子・西津佐和子著『ショートカット民法（第2版）』（法律文化社、2001年）、衣斐成司・大島俊之・増成牧編著『ようこそ民法一周の旅』（法律文化社、2004年）。いずれも民法を概観するものであるが、前者では解釈の方法など法学の基礎にも目配りがされているのに対し、後者では民法の幅広い知識の習得に主眼が置かれている。
- (2) 筆者は赴任初年度から数年おきにこの「民法と社会」という講義を担当しており、これと本稿で紹介する「基礎演習」が、初学者への法学教育を実践し考察するための両輪となっている。いずれも、多くの体系書によってすでにモデルの提示された他の授業科目と比べ、目標の設定に始まり、効果的な教育内容や方法の選定まで、教員の独創性がより強く求められるものである。本稿では主題を後者に絞ったが、前者を通じて得た所見は少なくない。
- (3) 乙部哲郎編『グレードアップ法学入門・基礎演習テキスト』（神戸学院大学法学部法律学科、1995年初版、1996年改訂版）。目次のテーマを掲げると、私権の主体、法律行為、債務不履行、不法行為、代理、時効、物権と債権、保証と担保、実体法と訴訟法の関係、民法典の誕生（以上、私法編10テーマ）、日本の法・世界の法、公法と私法の違い、嫌煙権と喫煙者の人権、外国人の人権、学校内の人権、サラリーマンと税金、公法と裁

き、前期と後期とで公法と私法の教員が入れ替わって演習を行う方式をとっていた。学生の側からみれば、前期に公法の教員による演習を受けたクラスは、後期に私法の教員による演習を受けることとなる。教員の側からみれば、前期に1つのクラス、後期に別のクラスを受け持ち、前期と後期に同じ内容の演習を繰り返し行うのである。筆者は赴任して最初の2年間、すなわち、1999年度の前期と後期、2000年度の前期と後期の4回分を担当した。

その後、本学法学部は、3・4年生に対して行ってきた演習を2・3年生対象に変更することにしたため、基礎演習も1年生対象に変わった。あわせて、授業の方式も、数人の教員が自由にテーマを設定し、それを希望する学生たちに対して、前期または後期の半年間で行うものとなった。筆者は、2年生対象の基礎演習に引き続き、この1年生対象の基礎演習も受け持つこととなり、結局、2001年度の前期と後期、2002年度の前期、2004年度の前期に担当した。

以上が本学法学部における基礎演習設置の経緯であるが、しかし、ひとくちに1年生前期の演習といっても、自分が学生だった頃にそのような演習を受けた記憶はなく（教養部の科目として心理学の先生が担当された演習を記憶しているだけである）、演習の目標やそれを達成するための具体的な内容の選定など、すべてを手探りで作り上げなければならなかった。そこで、もしも先人の着想が何らかの形で公開されていれば、それを応用してもっと良い授業を工夫できたのではないかと実感した。翻って、自分が数回の演習を担当するなかで作成した教材は、教員である筆者1人によるものではなく、演習に参加した学生たちとともに改良を重ねたものである。そうであるならば、この教材を資料として公開することも、あるいは同様の課題に直面する教員の参考となるかもしれない。

判、安楽死・尊厳死と刑法、刑法と道徳、刑罰と裁判（公法編10テーマ）であった。

また、近時、FD活動の名のもと、大学教育を発展させようとする試みが盛んに行われているが、本学法学部も、初学者に対する教育を充実させるために、2005年度から基礎演習を必修科目とし、すべてのクラスで共通の内容を扱うことにするなど方針を変更した。したがって、本稿で紹介する教材は、ひとまず現在の本学の授業には適さないものとなった。しかしながら、本学法学部もまだ試行錯誤の状態にあることから、過去の取り組みとはいえ、授業構成のために積み重ねたアイデアを資料としてまとめることは、やはり今後の法学教育にとって全く無意味というわけでもなさそうである。

そこで、以下、筆者が1年生前期の演習を担当するにあたって策定したことから、(1) 方針の決定、(2) 題材の選定、(3) 演習内容の順に示し、本稿末尾に教材の具体例として、授業で用いたプリントを添付する。なお、本稿の内容は、筆者個人の教育活動に基づくものであり、本学法学部を代表するものではなく、責任も筆者個人にあることをあらかじめお断りしておく。

二 1年生前期に行う演習

1 方針の決定

初学者を対象とする授業を考えることは、どのように初学者を法学の世界に誘うのかについて考えることと同じである。まして、その授業が法学部1年生を対象として前期に行われるものであれば、それは、学生が4年間をかけて旅をする法学の世界での、いわば最初の宿営地の1つとなるのであり、しかも大学教育の初めの8分の1の時期に重なる。したがって、学生が法学に対して抱く第一印象の形成にも、また、その後の法学の旅の続け方に対しても、大きな影響を与えるであろうことは容易に想像できる。まずこのことを念頭に置いて、以下、方針を決定したい。

どのような分野であれ、なにかを教授する際には、学生の開始時のレ

ベルと授業時間数などによって達成可能な範囲は必然的に限られるであろう。⁽⁴⁾では、これまで法学と無縁だった概ね18歳の学生15-20名程度を対象として、1年生前期の13回(週1回)で演習をする場合に、何を目標として、どのような内容の授業を構成すればよいのだろう。

まず、抽象的な前提として、対象者が全く法学を知らない学生であることと、授業回数が13回しかないことなどを考慮すれば、扱える質も量も狭い範囲に限られる。しかし、学生たちはゼロの状態から徐々に法学を身につけていき、当然ながら、1年後には2年生レベルに達する。したがって、1年生特有の成長過程を意識しながら、前期終了時の達成目標を設定し、難易度や順序を考える必要があるであろう。

では、より具体的に、対象者としてどのようなニーズを持った学生像を想定すればよいのだろうか。また、教員として達成させたい目標をどこに置けばよいのだろうか。

本学の学生たちの様子を見ていても、また自分が学生だった頃を振り返ってみても、1年生といえば、大学に入学したものの、高校までと異なる方法で授業が行われることから、いったい何をしたらよいかわからず戸惑っている者が少なからずいるだろう。初めは六法の使い方すら

(4) 外国語の習得を例にとろう。フランスで行われている外国人のためのフランス語教育(FLE, Français langue étrangère)は、レベル分けやそれに応じた目標設定などの点において示唆的である。現在、ヨーロッパ言語については、欧州評議会が定めたA1, A2, B1, B2, C1, C2という6段階の共通の基準があり、初級から大学教育以上の上級までがレベル分けされている。DELTA/DALFという1985年からフランス文部省が実施しているフランス語資格試験も、従来のDELTA 第1段階(A1~A4)、DELTA 第2段階(A5, A6)、DALF (B1~B4)という10段階が、2005年秋季には欧州評議会設定に従ったDELTA A1, A2, B1, B2, DALF C1, C2の6段階に改められた。試験実施要項には、レベルごとに異なる達成目標や内容が示されており、難易度に合わせた学習時間の目安も明記されている。要項はインターネット上で閲覧できる。日本語のホームページアドレスは<http://www.deltadalf.jp/>、フランス語のアドレスは<http://www.ciep.fr>である。

わからず、課題レポートの書き方も知らない。そのうえ、法の諸概念や法的なものの方などほとんど知らず、授業で用いられる専門用語に追いつけないこともしばしばではないか。他方で、具体的な問題について、社会経験は乏しいものの、一般的な考えを持つことはできるだろう。

対象者がこのような者たちであるとして、授業の内容を教員の専門分野に設定するのか、それとも、より広く法学を概観できるものにするのかについて、当然ながら考える必要がある。もちろん、筆者は民法を専門分野とする教員であり、それ以外の分野で深い内容を教えることは難しい。しかし、担当教員の専門が民法であることは、様々な法分野を知らない初学者にとっては偶然でしかない。とくに学生が好みの演習を選べなかった場合は顕著であるし、シラバスを読んで選択した場合であっても、実際に履修してみると想像と異なっていて、興味が減退することはありうる。

また、法学を学ぶ際に必要であるにもかかわらず、専門科目の講義ではあらためて教えてもらえない基礎知識群がある。例えば、筆者自身が学生だった頃、教養部から専門課程に上がるための橋渡しとして2年生前期に配当された授業では、『実定法学入門（第3版）』がテキストとして用いられたことを記憶している。また、筆者は本学で「外国法Ⅲ（フランス法）」の授業（全13回）を担当しているが、概説書を参考に選定した内容は、特定の実定法のなかみを主題とするものではなく、統治機構や裁判制度、法の歴史などに比重をおいたものである。⁽⁶⁾ 法学部3・4年生が外国法の基礎を初めて学ぶために必要なことと、初学者が法学を学ぶ際に必要なことは、難易度の点で異なるとしても、取り扱う分野と

(5) 田中英夫編著『実定法学入門（第3版）』（東京大学出版会、1974年初版、1991年第22刷）。九州大学における1992年度法学部2年生前期対象の授業であった。

(6) 山口俊夫『概説フランス法・上』（東京大学出版会、1978年）、滝沢正『フランス法（第2版）』（三省堂、1997年初版、2002年第2版）。

いう点ではそれほど異ならないのではない。そこで、1年生前期の演習内容も、法学を概観するのに必要と思われる事項を中心にして、発展的なテーマを教員の専門分野で選ぶことができれば有益ではないかと考えた。

また、このほか、授業形式が演習であることから、教員として、学生に荒削りでも情報収集や議論などを経験をさせたいし、できれば判例を読む機会も与えたい。講義では判例が度々紹介されるが、実際に読んだことがなければ、学生にとっては抽象的な存在でしかないから、判決文に触れる意義は大きい。

結局、1年生前期という時期は、高校を卒業して大学教育を受け始めたばかりの過渡期ととらえることができるのであり、子どもに探索活動を行わせるように、この段階で法学の全体像を示しながら一通りのことを体験させれば、学生たちは、法学や大学での勉学のイメージをつかんで、自らの興味に従って科目を選択し学んでいくことができるようになるのではないかと考える。

2 題材の選定

以上の方針に従い具体的な内容を考えていくが、ここで簡単に演習を分析してみると、演習の内容は、主として、(1)資料収集などの「スキル」と呼ぶべき体を使った作業、(2)法学の知識の獲得、(3)思考力の訓練という三つの要素に分けられるように思われる。したがって、これらの要素ごとに具体的に題材を選んで組み合わせ、段階的にステップアップできるように配置することが有益であろう。

では、より教育効果が上がるようにするには、題材として何を選び、どのように組み合わせれば良いのだろうか。まず、演習の三つの要素である「スキルの習得」「知識の獲得」「思考力の訓練」のカテゴリーごとに、具体的な内容を考えながら項目を列挙してみた。下がそれを表にしたものである。各要素を横断するものがあるが、ここでは重複したまま

スキルの習得	知識の獲得	思考力の訓練
報告のためのスキル ・図書館の使い方 ・レジュメの作成 ・レポートを書く 議論のためのスキル ・自分の意見を言う ・議論してみる 法学に固有のスキル ・六法の使い方 ・判例を読む	法学の外縁 ・様々な法分野 ・法律に携わる職業 法学に必要な知識 ・裁判制度 ・立法機関 専門分野 ・民法の基礎 ・民法の判例	一般的に ・法の役割 ・死刑制度 民法の領域で ・二重譲渡 ・判例

にしている。

それでは、何をいつから始めて、どのように難易度を上げればよいのだろう。初めに、最も容易に思いつくアイデアに従い、1年生前期をおおまかに2つに分けて、前半が基礎、後半が応用に相当するよう、内容を振り分けた。たとえば、基礎編には、六法の使い方やさまざまな法分野、裁判制度などを割り当て、応用編には、民法の基礎知識や判例などを割り当てた。そのうえで、毎年、順序や内容を入れ替えたり取捨選択を繰り返し、効果的な構成を探った。

2004年度の演習を行いながら気づいたことは、前半と後半をさらに2つに分割して、4つのまとまりで考えることが有益かもしれないということである。というのも、学生は演習と並行して民法その他の科目を履修しているから、演習の回数を重ねるごとに、まるで階段を段跳びで駆け上がるように成長して教室にやって来るような印象を受ける。また、演習で行うことの積み重ねも、前回勉強した何かが今回の何かに連結するというように、成長の一環となるだろう。したがって、段階わけにより、学生のレベルに合った難易度の調整ができるように思うのである。

初学者への法学教育

そこで、(1) 最初期3回、(2) 初期3回、(3) 中間期3回、(4) 発展期4回として、4月に行われる最初期とゴールデンウィーク前後にあたる初期には、法の外縁から法学に必要な知識へと移動していき、前期を半分終えた5月末から6月半ばの中間期に民法の専門分野に入り、6月末から7月の発展期に判決文に触れるという具合に、段階的に難易度を上げて授業を構成してみたい。

次の表は、2004年度の授業をもとに、4段階に区切って題材を整理したものである。次項では、この授業構成に従って授業内容や特記事項を記し、本稿末尾に、教材の具体例として、授業で用いたプリントを添付する。

1 最初期
第1回 話そう
第2回 六法を使う
第3回 様々な法分野／法律に携わる職業
2 初期
第4回 法律はどのようにしてできるのか
第5回 裁判とは
課題レポート (テーマ：裁判員制度)
第6回 図書館ツアー
3 中間期
第7回 民法の基礎知識1 物権
第8回 民法の基礎知識2 債権
第9回 民法の基礎知識3 親族・相続
4 発展期
第10回 判例を読む
第11回 図書館で判例を調べる
第12回 レジюме作成
第13回 まとめ

3 演習内容

(一) 最初期

(1) 第1回 話そう

最初の回は、考えて自分の言葉で話してみることを目標とする。テーマは「なぜ法が必要なのか? または、なぜ法を学ぶのか?」とし、一般的な感覚でどんなことでも良いから、必ず全員に答えさせる。その際、「同じです」は許さず、自分の言葉で話させるようにする。ここでは、学生の考えを引き出すことを教員側の達成目標とするのである。⁽⁷⁾

もっとも、メンバーが自由に発言できるような良好な場の雰囲気を作る努力が教員側にも必要であると考え。学生が失敗を恥ずかしがらずに話せるようにするために、筆者は学生から返答を引き出せたら、どのような発言でも否定しないように心がけている。「悪くない」「ちょっと遠い」「質問の仕方がマズかったね」「いろんな考えがあり得る」など、否定を回避するコメントはいくらでも可能であろう。

(2) 第2回 六法を使う

1回の授業を前半と後半に分ける。前半は、いわゆる六法（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）の条文を引かせ、索引、法令名、公布年、条項号枝など、六法の使い方を教える。条文は声に出して読ませるが、読み間違いなどを気にしないようにと学生に伝える。筆者は1年生の講義を担当するときには、最初に六法の引き方を教えるが、そこまでしてくれない先生もいるだろう。3・4年生でなお項と号を聞

(7) 筆者は、学生時代だけでなく教員になってからも、ベルギーやフランスの語学学校でフランス語を何度か学んでいるが、その度に日本人の学生を見ながら、他国の学生と比べて、失敗をおそれず積極的に話すことに高いハードルがあるように感じる。日本の大学の授業ではなおさらである。できるだけ早い段階で、つまり1年生前期のうちに、意識的にそのハードルを越えさせることが、学生のその後にとって有益なのではないかと考える。

違うなどということのないよう、最初から正しく教え、繰り返させることが必要であると考え。

後半は、考えて話すことを、前回に引き続き行う。六法でひいてみた刑法199条を用いて、死刑制度について考え、自分の言葉で話させる。初めの2回の授業で連続して考えたり話したりさせることにより、演習の時間は自ら考えるものであると思込ませ、癖づけることができるのではないか。

(3) 第3回 様々な法分野／法律に携わる職業

2つのテーマのうち、前者は、4年間で学ぶ法分野として何があるのか、それぞれがどのような位置関係にあるのかという、法学部の「地図」の役割をはたす。これに対し、後者は、地図上の道路をたどった「行き先」を示すもので、卒業後の進路を考えさせることとも関係する。したがって、この二つのテーマは合わせて1回で済ませることが効果的であると考え。

(二) 初期

(1) 特記事項

この時期は、ゴールデンウィークの中だるみの時期と重なる。そのため、図書館や法廷教室を利用することで、物理的に学生の居場所を変えて、関心を引きつけたい。

(2) 第4回 法律はどのようにしてできるのか

三権分立や国会など、主として憲法や政治学と関わる分野であるが、初学者に対しては、専門外の教員が説明可能なレベルの内容で十分であろう。衆議院と参議院のホームページを閲覧するよう宿題をだすことで、国会を具体的な場所としてイメージさせ、同時に、作業性を持たせることができると考える。

(3) 第5回 裁判とは

三審制，事実審と法律審，民事と刑事の違い，実体法と手続法の違いなどを主な内容とする。このことは，後日，判例を読ませる際に想起させ，反復による知識の定着をはかる。なお，可能であれば，この回の授業は法廷教室で行う。席に座らせ，法廷の雰囲気味わうだけで，初学者には十分効果的なようである。もし，その場で何か役割を与えて演じる要素を持たせることができれば，なお効果的であろうが，現在のところ，筆者の力不足で実現していない。前回と同様に，最高裁のホームページを閲覧しておくよう指示する。

(4) 課題レポート (第5回の宿題)

宿題としてレポートを課す。すでに第2回の授業で学生に死刑制度について考える機会を持たせていることから，課題は，「図書館やインターネットで裁判員制度について調べ，レポートにまとめる」とする。裁判員制度そのものが一般人の司法参加を目的としているため，簡単な記述の資料が多く入手できる。⁽⁸⁾ 提出を2週間後とし，その間の授業で図書

(8) 2006年度は，高等学校で民法の授業を行う機会が3回あった。11月1日の神戸北高等学校での授業は1年生を対象とした50分間のものだったため，(1)民法とはなにか，(2)相続と遺言，(3)遺産の分け方という順序で，実際の条文を読ませながら，相続人として妻と嫡出子と非嫡出子がいる事例を考える授業を予定していた。しかしながら，授業開始当初から生徒たちに自発性が見られたため（参加者が7名と少人数だったこともあろう），予定を変更し，法学の分野にとどまりつつ生徒たちの自由な発言を引き出すような授業を行った。法学から連想する言葉はなにかという問いかけに対し，生徒が最初に答えたのは「三審制」であった。そこで，裁判制度を概説したが，その後，生徒たちの関心は死刑制度に移った。オウム真理教事件の報道が影響したようであるが，高校1年生でも法学から連想することが裁判制度と死刑制度であったことは，大変興味深い。なお，結局その授業は，(1)裁判制度，(2)死刑制度，(3)未成年者がする契約，(4)相続という内容になった。

(9) 2004年度の演習で，偶然，筆者の休講と裁判員制度の導入決定時期が

館ツアーを行えば、より効果的であると考ええる。

(4) 第6回 図書館ツアー

図書館の使い方を知る。民法のコーナー、刑法のコーナー、法律雑誌、判例集の場所に連れて行く。また、洋書や洋雑誌のコーナーにも連れて行くと、多くの学生は驚き、目を輝かせる。高校とは違い、研究機関としての大学には、より高度な情報にアクセスすることが可能な環境があることを教えることができる。さらに、本学の図書館には、法学部の学生が普段利用しないような場所に官報が所蔵されていることから、そこに連れて行くことで、図書館が想像以上に大きいことも示すことができる。⁽¹⁰⁾

(三) 中間期

(1) 特記事項

学生はその他の科目も履修しているので、前期を半分終えたこの時期には、法的素養の断片を獲得しており、専門分野を鳥瞰することが可能なようである。そこで、民法を、総則・物権・債権・家族法と大別し、1年生で履修している総則は省略して、残りの3つの分野を1回ずつで概説する。当然ながら、かなり枝葉を落とした内容となる。また、発展期に読む判例を理解するための知識も与えたいので、判例のテーマも考慮しながら内容を選定する必要がある。

重なったことから、このテーマでレポートを課したのであるが、実際に学生の提出したレポートを読んでみて、課題として適切な素材であると気づいた次第である。

(10) 本学の蔵書数は、2006年3月現在79万1千冊であり、うち洋書は29万8千冊である。

(2) 第7-9回 民法の基礎知識(物権/債権/親族・相続)

本稿末尾に添付した教材の第7回から第9回までを参照されたい。

(四) 発展期

(1) 判例の選定

学生に読ませる判例としては、演習全体の構成を考え、中間期の知識を用いて読むことができるような主題のものが好都合である。判決文は長すぎないこと、カタカナでないこと、できれば親しみやすい事案であること。また、主題以外の分野への広がりを持ち、さらに、法的なものの見方を学びとり自ら考える契機となりうるものが望ましい。

以上の条件を考慮しながら判例百選⁽¹¹⁾などを参考にし、「一時間夫婦事件」⁽¹²⁾を選定した。

(11) 『民法判例百選Ⅰ総則・物権』(有斐閣, 1996年第4版, 2001年第5版, 2005年第5版新法対応補正版), 『民法判例百選Ⅱ債権』(有斐閣, 1996年第4版, 2001年第5版, 2005年第5版新法対応補正版), 『家族法判例百選』(有斐閣, 1995年第5版, 2002年第6版), 『民法の基本判例』(有斐閣, 1986(昭和61)年初版, 1999年第2版), 川井健・鎌田薫・棚村政行編著『新判例マニュアル民法Ⅴ(親族・相続)』(三省堂, 2000年)ほか『新判例マニュアル民法』シリーズ全巻などを参照した。

(12) 最判昭和44年4月3日(民集23巻4号709頁)。前掲『新判例マニュアル民法Ⅴ』32頁。なお、前掲『家族法判例百選』第5版6頁, 第6版6頁には、同種の事案で、最判昭和45年4月21日(判時596号43頁)が選ばれている。一時間夫婦事件は、道垣内弘人・大村敦志『民法解釈ゼミナール5親族・相続』(有斐閣, 1999年)2頁, 12頁でも扱われている。

昭和44年判決の事案と判旨は次の通りである。Aは昭和39年9月頃より肝硬変症で入院していたが、昭和40年4月3日頃より症状が悪化し、同月4日朝から完全な昏睡状態に陥り、翌5日午前10時20分に死亡した。この状況のもと、AとYとの婚姻届が5日午前9時10分前後に受理されたため、Aの従弟・従妹であるXらが、AY間の婚姻は無効であると主張した。原審は、婚姻成立時すなわち婚姻届出の時に、Aに意思能力がなかったことが明らかであるから、婚姻をなす合意があったということができず、本件婚姻は無効であるとした。これに対し、最高裁は、「本件婚姻届

この判例には、次のような利点がある。まず、親族法は、専門知識がなくても一般的な感覚で身近に考えることができる論点が比較的多く含まれる分野であるといえる。⁽¹³⁾なかでも臨終婚を扱うこの判決は劇的であるから、初学者の関心をひきやすいのではないか。また、訴訟当事者が相続について利害関係を有する事案であるから、授業では、親族法にとどまらず相続法にも触れることが可能である。さらに、主題である婚姻意思の問題を、広く「意思」に発展させて、民法全般に広がりを持たせることもできるかもしれない。

一方、判決文中に大韓国民法が参照されていることから、初学者対象としては少し扱いにくい素材と評価することもできる。しかし、外国法部分は日本法と同じ感覚でとらえるようにと指示することが可能であろうし、見方を変えれば、外国法や国際私法へ関心を持たせることもできる。

(2) 第10回 判例を読む

中間期の最後である第9回の授業（民法の基礎知識3 親族・相続）

がAの意思に基づいて作成され、同人がその作成当時婚姻意思を有していた、同人と被告人との間に事実上の夫婦共同生活関係が存続していたとすれば、その届書が当該係官に受理されるまでの間に同人が完全に昏睡状態に陥り、意識を失ったとしても、届書受理前に死亡した場合と異なり、届出書受理以前に翻意するなど婚姻の意思を失う特段の事情のないかぎり、右届書の受理によって、本件婚姻は、有効に成立したものと解すべきである。もしこれに反する見解を採るときは、届書作成当時婚姻意思があり、何等この意思を失ったことがなく、事実上夫婦共同生活関係が存続しているにもかかわらず、その届書受理の瞬間に当り、たまたま一時的に意識不明に陥ったことがある以上、その後再び意識を回復した場合においても、右届書の受理によっては婚姻は有効に成立しないものと解することとなり、きわめて不合理となるからである。」と判示して原判決を破棄し、原審に差し戻した。

(13) もちろん、親族・相続法には、それゆえの難しさもある。道垣内・大村・前掲書のはしがきを参照。

の際に、民集の一時間夫婦事件判決のコピーと読み方ガイドを渡し、最後まで読んで来るよう指示しておく。専門用語や法的な論点を理解できなくても問題ないことなどを十分に告げ、意欲をなくさせないようにしたい。読み通すことで達成感を経験させ、同時に、判決文の構成を理解させることを目標とする。

授業では、教員が作成したレジюмеを配布する。学生は、読んできた判例についてレジюмеをみながら報告を聞く体験をする。学生の知識が、前の回の親族・相続法での解説とこの判例の中身だけであることを考慮すれば、法的な視点から議論させることは困難であるし、そこまで1年生前期に要求する必要もないように思える。他方、この題材であれば、一般人としての感覚でなにかを論じることはできそうであるから、議論の時間をとることは有益であろう。

(3) 第11回 図書館で判例を調べる

練習用の判例データを配布して、図書館で全員に判例を探させる。2004年度は筆者が「民法と社会」の講義を担当し、学生が並行して受講している授業の進度を把握していたので、それに沿ったテーマを、判例百選を参考に、カタカナの古い判決や長文の判決なども取り混ぜて15個選んだ。

その中から1つを自由に選んで、コピーして読み、レジюмеにするように指示する。前の回にレジюмеのサンプルを与えたことから、学生は見よう見まねでレジюмеを作成することができるだろう。なお、読み通してレジюмеにするには相当の時間が必要であるから、2週間後の最終回に提出させることにした。

(4) 第12回 レジюме作成

判例の内容やレジюмеの作成方法についての質問を受け付ける時間とする。2004年度は、この時間に、1人の学生が判例の内容を読み違えて

初学者への法学教育

いることに気付いた。質問の時間をとることは有用であるとあらためて考えた次第である。⁽¹⁴⁾

(5) 第13回 まとめ

レジュメを提出させる。また、1人ずつ半年間の取り組みを振り返って、感想を話させる。このことを通じて、授業内容の復習ができる。どんな些細なことでも良いので、半年前と違い何かを獲得していることを確認させる。

三 む す び

初学者に対する法学教育の一環として、1年生前期の演習の構成を試みた。本稿の目的は、教材の開示ではなく、授業の方針や内容を決めるために考慮したことがらや、思いついたアイデア、そして、実践を繰り返して改良した授業の構成などを資料としてまとめることであった。拙いものとはいえ、あるいは、担当教員の専門分野に応じて本稿の内容を応用することが可能かもしれないし、また、対象が初学者であることから、他学部や、大学生以外を対象とした授業にも応用できるかもしれない

(14) 2001年度前期の最後は、一時間夫婦事件判決の解説後に宇奈月温泉事件判決（最判昭和10年10月5日，民集14卷1965頁）を読んでこさせ、同様の解説を行った。このカタカナの判決文を選んだのは、筆者が大学2年生だった時に、田中・前掲書143頁をもとに同判決をレポートにまとめる課題が出された経験からである。しかしながら、基礎演習全体の構成を考えれば、ただ判決を読むことの繰り返しでしかなかった。また、同年後期には、民法と特別法の関係を学ばせようと、消費者法について具体的な事例をもとに解説を行ってみたが、今度は演習全体のつながりがなくなってしまった。そこで、1回目の判例で筆者がサンプルとしてレジュメを配布して解説し、2回目の判例で学生が自由に題材を選んでレジュメを作成するという方法を考え、実践してみたのである。なお、学生に提出させたレポートやレジュメは、すべてに赤ペンを入れ、法的思考力の垣間見える部分に線を引き、注意を促すようにした。

い。

なお、この基礎演習の教材は、初年度に担当した後期にはあまり有用でなかったことも付記しておく。学生に対するアンケート調査を実施しなかったので印象でしかないが、同じ教員が担当しているにもかかわらず、すでに1回目から学生に意欲が感じられなかった。当時、学生は後期科目も入学当初に履修登録していたのであるが、前期のうちに意欲を失ったのかもしれないし、あるいは筆者の熱意が足りなかったのかもしれない。また、後期の学生に前期と同じ教材では簡単すぎた可能性もある。2年生への橋渡しとなるような授業を考えるべきだったかと反省している。現時点では、後期に何かを实践する機会が筆者にはないが、今後の課題としたい。

添付資料

次頁以下、教材の具体例として、授業で用いたプリントを添付する。

1 年生前期 基礎演習

西津 佐和子

授業予定表

- 第1回 話そう
- 第2回 六法を使う
- 第3回 様々な法分野／法律に携わる職業
- 第4回 法律はどのようにしてできるのか
- 第5回 裁判とは
- 第6回 図書館ツアー
- 第7回 民法の基礎知識1 物権
- 第8回 民法の基礎知識2 債権
- 第9回 民法の基礎知識3 親族・相続
- 第10回 判例を読む
- 第11回 図書館で判例を調べる
- 第12回 レジюме作成
- 第13回 まとめ

第1回 話そう

- ・なぜ法が必要なのだろう？

- ・あなたは何のために法を学ぶのですか？

第2回 六法を使う

1 六法

- ・「六法」といわれる六つの法律

名称	何箇条あるか
()	()
()	()
()	()
()	()
()	()
()	()

- ・六つの法律の第1条をノートに書き写しなさい

- ・条, 項, 号, 民法1条ノ2

[宿題] 六法をひいて, 以下の条文をノートに書き写しなさい

憲法 9条, 13条
民法 3条, 882条
刑法 9条, 235条
商法 4条, 会社法1条
民訴 133条, 246条
刑訴 475条1項, 476条

2 再び話そう

- ・刑法199条を六法で引いて, 死刑制度について考えてみよう。

第3回 様々な法分野／法律に携わる職業

1 法とは？

成文法／慣習

法律／条例

2 六法

憲法：国家の基本原理

民法：市民社会を規律するもの

刑法：

商法：

民事訴訟法：民事裁判に関するもの

刑事訴訟法：

3 公法と私法という分類

公法：

私法：

4 実体法と手続法という分類

実体法：

手続法：

5 六法以外の法分野

行政法・租税法

労働法

知的財産法

国際法・国際私法

外国法・比較法

法哲学・法制史

その他

6 法律を使う職業

法曹（裁判官・検察官・弁護士）

司法書士・不動産鑑定士・宅地建物取引主任者

公認会計士・税理士

行政書士・弁理士

公証人

その他

第4回 法律はどのようにしてできるのか

1 法源

成文法：法律・命令（政令・省令）・条例など

不文法：（ ）・（ ）

2 三権分立（司法・立法・行政）

・司法：司法権は（ ）及び（ ）
に属する（76条）。

・立法：（ ）は（ ）
であって、国の唯一の（ ）
である（41条）。

・行政：行政権は（ ）に属する（65条）。

3 法律はどのようにしてできるのか

法律案は両議院で可決したとき法律となる（59条）

両議院とは：（ ）と（ ）（42条）

（ ）への掲載

公布と施行

4 内閣

内閣：内閣総理大臣+その他の国務大臣（66条）

内閣総理大臣（67条）

内閣総理大臣による国務大臣の任命（68条）

総辞職（69条）

条約の締結（73条3号）

政令の制定（同6号）

- [宿題] 1. インターネットで衆議院と参議院のホームページを閲覧すること。国会中継・バーチャルツアー・法案など
2. 財務省のホームページで官報を閲覧してみることに。

第5回 裁判とは

1 裁判の必要性

刑事：捜査する機関に、実際に容疑者が犯罪を犯したかどうか、犯したの
らどのような刑罰が適当かを決定させることは妥当か？

民事：自力救済の禁止

2 法曹（裁判官・検察官・弁護士）

裁判の数、弁護士の利用頻度、裁判の長期化

3 三審制

第三審（上告審） 最高裁判所

↑ 上告

第二審（控訴審） 高等裁判所 ←

↑ 控訴

第一審 地方裁判所（第二審）←

家庭裁判所（少年事件・家事事件）

第一審 簡易裁判所（軽微な事件）

ア 罰金以下の犯罪（刑事）

イ 140万円以下の請求（民事）

ウ 少額訴訟：60万円以下の金銭の支払いを
求める訴え

（原則として1回の審理で紛争を解決）

控訴

控訴

4 事実認定と法の適用

事実認定——争いのある事実について、当事者が証拠を提出し、裁判所が認
定する

法の適用——認定された事実をもとに、法を適用する

* 最高裁は事実認定を行わない（法の適用のみ）ということに注意

5 法廷

最高裁判所（長官と14人の判事）

大法廷：15人全員の合議制（憲法関係・判例変更などの大事な判決の際に
開かれる）

小法廷：3人以上の合議制

→最高裁判所のホームページにあるバーチャルツアーで法廷の様子を確
認すること

高等裁判所：3人または5人の合議制

地方裁判所・家庭裁判所：3人の合議制または1人制

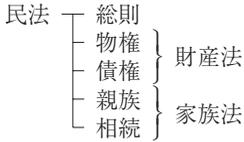
簡易裁判所：1人制

[宿題] 図書館やインターネットで、裁判員制度について調べ、レポートにま
とめること。

* 次回（第6回）は図書館ツアーを行います。

第7回 民法の基礎知識 1 物権

1 民法の構成



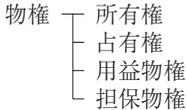
2 物権と債権

物権：物に対する権利

物：動産／不動産

債権：人に対する権利

3 物権



4 所有権の移転

所有権：どうすれば物の所有者になれるのだろうか？

ア 譲渡

・売買（555条）

「このパンを100円で売ろう」「このパンを100円で買おう」
という合意で契約が成立

→所有権が移転

・贈与（549条）

イ 相続

5 対抗要件

売買契約の場合、合意のみで所有権が移転する

→しかし、本当に所有者になったかどうかは、誰にもわからない

→第三者に対して自分が所有者だと主張するためには？

動産（178条）

不動産（177条）

[問題]

BはAが所有する不動産を買いたいと考えた。そこで、A B間で売買契約が締結されたが、AからBへの所有権移転登記は行わなかった。ところが、登記を見ていまだにAが所有者であると信じたCが、その不動産をAから購入した（二重譲渡）。Bはどうすればよいのだろうか？

第8回 民法の基礎知識 2 債権

1 債権発生原因

【問題】() に適切なものを下の【 】の中から選びなさい。

- 1 () : パンの代金を払ったのに店員がパンを渡さない。渡してほしい。
- 2 () : 行き倒れの旅行者をタクシーに乗せて病院に連れていった立替代金を支払ってほしい。
- 3 () : 売買契約を結び目的物を渡したが、実は契約は無効だった相手は不当に利益を得ているので、目的物を返してほしい
- 4 () : 大切にしていた骨董の壺を割られてしまったのでお金で賠償してほしい。

【契約・不法行為・不当利得・事務管理】

2 債務不履行の形態 (3種類)

- 1 () : 弁済期を徒過している
- 2 () : 履行が後発的に不能になる cf. 後発的不能 ↔ 原始的不能
- 3 () : 履行に相当する給付がなされたが不完全だった

3 債務不履行のとき、債権者は何が出来るのか？

- 1 履行の請求 (強制履行) (414条) : 裁判所に頼んで強制的に履行をさせる。
- 2 () (541条) : 相当の期間を定めて () し、期間内に履行がなければ () できる。
- 3 () (415条) : 債務不履行によって損害が生じた場合に、損害の賠償を請求することができる。

* 強制履行の方法

- ア 直接強制 (強制執行) : 債務者の財産に実力行使して債権の内容を実現
目的物が金銭のとき : 債務者の財産を差し押さえて競売し、その売却代金を債権者へ渡す
動産のとき : 執行官が債務者のところへ行って目的物をとりあげ、債権者へ渡す
不動産のとき : 執行官が債務者の占有を解き、債権者へ渡す
- イ 代替執行 : 他人が代行しても目的を達せられる場合、他人にさせて費用を債務者から取り立てる
- ウ 間接強制 : 「履行しなければ一日につき1000円」などと、一種の罰金を科して債務者の履行を経済的に強制する

4 不法行為

709条 :

第9回 民法の基礎知識 3 親族・相続

1 親族

親族法の柱：「婚姻」と「親子」

親族の範囲（725条）

・
・
・

(1) 婚姻

婚姻適齢（731条）

男： 歳，女： 歳

婚姻するには（739条）

婚姻の無効（742条）

・
・

婚姻の取消（747条）

離婚（763条）

(2) 親子

772条：妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定（ ）

婚姻している男女の間に産まれた子：（ ）

婚姻していない ：（ ）

本当は自分の子でないとき，夫は裁判で自分の子ではないといえる：
（ ）

2 相続

882条：

(1) 法定相続（900条）

配偶者：子 = $1/2$: $1/2$

配偶者：親 = $2/3$: $1/3$

配偶者：兄弟姉妹 = $3/4$: $1/4$

*900条4号但書

(2) 遺言

遺言と遺留分

判例読み方ガイド

「一時間夫婦事件」最高裁昭和44年4月3日第1小法廷判決（民集23巻4号709頁）

1 第1審について（p. 723～733）

裁判所はどこか？

原告は誰か？

被告は誰か？

原告は何を求めて裁判したのか？／被告はどう反論しているか？

裁判所はどう判断したか？

主文

認定された事実

理由

2 第2審について（p. 734～736）

裁判所はどこか？

控訴人（控訴した人）は誰か？

被控訴人は誰か？

控訴人はなぜ控訴したのか？

裁判所はどう判断したか？

主文

認定された事実

理由

3 最高裁について（p. 710～723）

上告人（上告した人）は誰か？

被上告人は誰か？

上告人はなぜ上告したのか？（p. 712～723）

裁判所はどう判断したか？（p. 710～712）

主文

理由

4 登場人物の呼び方など

証人○○

訴外○○

上告代理人○○

破棄差戻

原判決

原審

本件○○

第10回 判例を読む

最高裁昭和44年4月3日第1小法廷判決（民集23巻4号709頁）——時間夫婦事件

1 事案

- 昭和39.9 Aが肝硬変症で入院
- 40.4.3 Aの病状悪化
- 4.4 A昏睡状態に陥る
- 4.5 午前9:10 AとYの婚姻届がBによって市役所に提出され受理される
午前10:20 A死亡

AのいとこであるXらは、AとYとの婚姻が無効であると主張
(XらはA Y間の婚姻が無効ならば相続人となる)

2 判旨

第1審（昭和41年4月19日盛岡地方裁判所）

婚姻の意思は、婚姻届の作成と受理のときに存在することが必要である。Aの婚姻の意思は、Aの委託に基づく届書の作成と届出の委託によって、確定的に表示されたものと認められ、その後、届出が受理されるまでの間にAが昏睡状態に陥り、判断力を失ったとしても、届出と受理は有効である。

第2審（昭和41年9月7日仙台高等裁判所）

婚姻が有効に成立するためには、婚姻届が受理された際に、Aが婚姻の合意をする意思能力を有していたことが必要である。本件では、Aが昏睡状態だったので、意思能力がなかったことは明らかであり、婚姻をする合意があったということができず、婚姻は無効である。

最高裁（昭和44年4月3日）

婚姻届がAの意思に基づいて作成され、Aが作成当時婚姻意思を有していて、AとYの間に事実上の夫婦共同生活関係が存続していたとすれば、届書が受理されるまでの間に完全に昏睡状態に陥り、意識を失ったとしても、受理以前に翻意するなど婚姻の意思を失う特段の事情がないかぎり、届書受理によって婚姻は有効に成立する。

そう解さなければ、届書作成当時婚姻意思があり、その意思を失ったことがなく、事実上夫婦共同生活関係が存続しているにもかかわらず、受理の瞬間にたまたま一時的に意識不明に陥っていて、その後再び意識を回復したような場合にも婚姻が成立しなくなり、不合理だから。

→原判決を破棄、原審に差し戻した

(婚姻届がAの意思に基づいて作成されたか、その後届書が受理されるまでに翻意するなど婚姻の意思を失う特段の事情があったかなどをさらに審理させるため)

3 類似の判例

最判昭和45年4月21日（判時596号43頁）

第11回 図書館で判例を調べる

[宿題] 判例データから自由に一つ選んでコピーし、事案や判旨をレジюмеにまとめること。

- ・提出期限は2週間後の授業時間
- ・来週は、判例やレジюме作成の方法についての質問の時間とする

判例データ

- ① 最判 S. 44. 4. 3 (民集23-4-709) 一時夫婦事件 (婚姻届と婚姻意思)
- ② 大判 S. 10. 10. 5 (民集14-1965) 宇奈月温泉事件 (権利濫用)
- ③ 最判 S. 40. 3. 9 (民集19-2-233) 板付基地事件 (権利濫用)
- ④ 最判 S. 30. 10. 7 (民集9-11-1616) 芸娼妓契約 (公序良俗)
- ⑤ 大判 T. 10. 6. 2 (民録27-1038) 塩釜レール事件 (慣習と意思表示)
- ⑥ 最判 S. 39. 1. 23 (民集18-1-37) 有害アラレ事件 (強行法規)
- ⑦ 最判 S. 44. 2. 13 (民集23-2-291) 制限能力者の詐術 (行為能力)
- ⑧ 大判 T. 6. 2. 24 (民録23-284) 受胎良馬事件 (動機の錯誤)
- ⑨ 最判 S. 57. 6. 8 (判時1049-36) 94条2項の第三者 (虚偽表示)
- ⑩ 最判 S. 34. 2. 5 (民集13-1-67) 110条の表見代理 (代理)
- ⑪ 最判 S. 39. 5. 23 (民集18-4-621) 白紙委任状と109条の表見代理 (代理)
- ⑫ 最判 S. 43. 8. 2 (民集22-8-1571) 177条の第三者 (物権変動)
- ⑬ 大判 T. 2. 5. 12 (民録19-327) 二重売買と履行不能 (物権変動/債務不履行)
- ⑭ 大判 T. 10. 11. 22 (民録27-1978) 履行遅滞と故意過失 (債務不履行)
- ⑮ 大決 S. 5. 9. 30 (民集9-11-926) 夫婦の同居義務と間接強制の可否 (債務不履行)

略語

最判・大判・大決→最高裁判所, 大審院

民集・民録・判時・判夕